

相続株式の帰属と 権利行使に関する若干の考察

伊藤 敦 司

1. はじめに

株式が相続の対象となることについては問題なく^{1) 2) 3)}、古くから認められてきたところであり、会社法は株式の相続を前提とする規定を設けている⁴⁾。株主が死亡し、複数の相続人が存在する場合に、遺産分割がなされる前、相続財産に含まれる株式の帰属及びその権利行使のあり方が問題となる。特に、中小企業である同族会社における支配者が死亡し、複数の相続人が存する場合に深刻な問題が生じる場合がある。後継者が決まらない段階で会社支配者が死亡し、遺産分割協議がととのわず長期化するような場合に、当該会社の支配権の帰属が問題となり、場合によっては会社経営が停滞し、利害関係者に重大な影響が生じることにもなりかねない。このような視点をもふまえながら、株式の帰属及びその権利行使のあり方を考えていく必要がある⁵⁾。

この点、相続人が複数存する場合には、相続財産に含まれる株式に対し準共有関係にあるものと一般的に解されている。そのうえで、株式が共有される場合の権利行使に関し、会社法制定以前は商法203条が、そして会社法106条が適用されることになるが⁶⁾、特に会社法106条ただし書の適用に関しては理解に相違がみられる。最判平成27年2月19日はこの点に関し、最高裁判所としての判断を示したが、いくつかの問題を含むように思われる。以下、相続財産に含まれる株式の帰属、その権利行使の方法につき、若干の考察を行う⁷⁾。

2. 相続株式の帰属

(1) 相続財産の帰属

民法896条は、「相続人は相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」とし、同法898条は、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。」としている。その「共有」につき、物権編の「共有」と同一の意味を有するのか、それとも、それとは異なる共同所有の形態を意味するかについて、古くから争われてきた⁸⁾。

判例は一貫して共有説をとり、可分債権については相続開始により当然分割されるとする。たとえば、最判昭和29年4月28日⁹⁾は「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然に分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」とし、さらに最判昭和30年5月31日¹⁰⁾は「相続財産の共有は、民法改正の前後を通じ、民法249条以下に規定する『共有』とその性質を異にするものではない」とする。

他方、合有と解する立場によれば¹¹⁾、可分債権も共同相続人間に合有的に帰属するものとなり、債権の行使は相続人の全員によってなすこととなる。

これらに対し、共有説・合有説という理論的な対立の実益に対し疑問が指摘されている¹²⁾。すなわち、共有か合有かにより結論が導かれるわけではなく、具体的な問題に対し共同相続人がどのような権利を有し、どのような権能が認められるかを、具体的に分析すべきであると。特に、純然たる債権とは異なる株式については、そのような姿勢が必要であり、ましてや、その株式や発行会社の属性等をも考慮に入れるべきということであればなおさらであろう。

(2) 株式の帰属

債権等が共同相続された場合の帰属に関し、上記のように、判例は給付の性質が可分か否かにより以下のように理解する。すなわち、給付が不可分の

場合には、遺産共有として（民法898条）として共同相続人間での準共有関係となる（民法264条）。これに対し、給付が可分の場合には、相続と同時に当然分割され、遺産分割を経ることなく相続分に応じて当然に分割されるとする。

このような前提の下、株式に関しては、相続人死亡から遺産分割の確定までの間、相続株式に対し準共有関係が生じ、各相続人は相続分に応じた持分を有すると解されている¹³⁾。そこでは、まず、株式の性質について以下のように理解すべきとする。株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位（いわゆる社員権）を意味し、株主は株主たる地位に基づいて、いわゆる自益権及び共益権を有し、両者は密接不可分の関係において全体としての株主の法律上の地位として株式に包含され、一体として譲渡や相続の対象となる¹⁴⁾。このような株式に含まれる権利の内容や性質に照らせば、共同相続された株式は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとされる。たとえ、数個の株式が相続された場合であっても当然には分割されず、また、「可分債権の取扱いをしても、割り切れない端数については、準共有関係を承認せざるを得ない」との指摘もなされる¹⁵⁾。これに対しては、共有される株式について、共有比率に応じ分割的に保有することを認める立場¹⁶⁾や、これに好意的な立場¹⁷⁾も有力である。

たしかに株式一株自体に着目すれば、株式は株主たる地位として、そこから各種の権利を生み出すものであり、純然たる債権とを異なる。しかし、持分複数主義が採用された株式会社においては、理論的には複数の株式の可分性は認められる。他方、被相続人（一人）への帰属財産という点に鑑み、しかも株主名簿記載という点をも併せ考えると、分割的な構成に問題点が存することも事実である。

3. 共有株式の権利行使

(1) 平成17年改正前商法203条2項と会社法106条

株式の共有は、所有権以外の共有であり、「準共有」であり、民法の共有に関する規定が準用されることになる（民法264条本文）。このため、共有者間の内部関係に関しては、民法の共有の規定に従うことになるが、対外関係、特に対会社関係については同法の規定は明確ではなく、上記の商法及び会社法が規定することになり、この点、民法264条ただし書きにおける「法令に別段の定めあるとき」に該当することになる¹⁸⁾。このため、商法及び会社法の当該規定が「別段の定め」として、対会社関係はもちろんのこと、当該規定の目的を実現するためには、内部関係に関する民法規定とは異なる扱いの可能性も排除されるべきではないと思われる。

共有関係にある株式¹⁹⁾の権利行使に関し、平成17年改正前商法は203条2項において、「株式ガ数人ノ共有ニ属スルトキハ共有者ハ株主ノ権利ヲ行使スベキ者1人ヲ定ムルコトヲ要ス」とし、また、同条3項において「株主ノ権利ヲ行使スベキ者ナキトキハ共有者ニ対スル会社ノ通知又ハ催告ハ其ノ1人ニ対シテ之ヲ為スヲ以テ足ル」と規定していた。また、会社法は106条において、「株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない」とする一方、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りではない」とするただし書を加えている。また、同法124条において、通知又は催告の受領者を一人定め、会社に通知すべきとし（同条3項）、この通知がない場合には、会社は共有者の一人に対してすればよいものとする（同条4項）。平成17年改正前商法203条2項に対し、会社法は、権利行使者の通知と、会社からの通知又は催告の受領者の通知を分けて規定し、他方、前者の通知なき場合に、会社側からの同意による権利行使の許容を明文をもって認めている²⁰⁾。

(2) 権利行使者の定め方

平成17年改正前商法203条2項及び会社法106条は、いずれも対会社関係を規定するのみで、「権利ヲ行使スベキ者」及び「権利を行使する者」をいかに定めるべきかについては規定していない。このため、民法の共有の規定に従うことになる。民法によれば、共有物の保存行為は各共有者が単独で行うことができ（同法252条ただし書）、共有物の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格の過半数で決定される（同法252条本文）。共有物に変更を加えたり、処分するためには、共有者全員の同意を必要とする²¹⁾（同法251条）。

それでは、権利行使者の決定はいかになされるべきであろうか。判例（有限会社の持分に関する事例²²⁾は、管理行為として、持分の過半数で決定されるべきとする。その理由として、「準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定²³⁾の趣旨にも反する結果となるからである」とする。これに対し、特に中小企業である同族会社における支配者が死亡し、共同相続されている場合においては、権利行使者の決定が企業の実質的な承継者の決定を意味し、単なる管理行為とみることとはできないとして、共有者全員の同意を要するとする立場も有力に主張される²⁴⁾。たしかに共同相続された株式の帰属が主に問題となる中小企業である同族会社における支配者が死亡した場合の実情に鑑みると、共有者全員の同意を要するという立場の主張は説得力を有するであろう。ただし、この問題は、権利行使者が行う権利行使のあり方いかんが影響するであろう。すなわち、指定された権利行使者が権利を行使するにあたり、他の共有者の意思に拘束されるのか否かという点である。管理行為を超えた変更・処分行為に相当するような権利行使についてまで、権利行使者は他の共有者の意思に拘束されずに、自らの意思に従った権利行使をなしうるのであ

ろうか。有限会社に関する事例であるが、最判昭和53年4月14日²⁵⁾は、「共有者間で総会における個々の決議事項について逐一合意を要するとの取決めがされ、ある事項について共有者の間に意見の相違があっても、被選定者は、自己の判断に基づき議決権を行使しうる」とする。しかし、権利行使者の選定が多数決によってなしうるとした場合、この理を、管理行為を超えた変更・処分行為に相当するような権利行使についてまで及ぼすことは適当ではないであろう。たとえば、特別決議や特殊決議を要するような重要事項の議決権行使に関してまで、単純な多数決により選定された権利行使者によってなしうることとなり、不都合であろう²⁶⁾。したがって、権利行使者の選定の段階で共有者全員の同意を要するのか、それとも選定は多数決によるが、行使する権利が変更・処分行為に該当する場合に共有者全員の同意を要すると解するかによる²⁷⁾。権利行使者確定の停滞防止という点においては、選定を多数決により、行使する権利いかんにより共有者の意思を反映する立場が採用されざるを得ないと思われる。もちろん、この立場は、選定された権利行使者が権利行使にあたり、必要な共有者の同意を得ていない場合に、会社に対しその瑕疵を対抗できないという問題を抱えてしまうことになる。

ところで、権利行使者の選定がなされた場合、他の共有者は一切の権利行使をなしえないのであろうか²⁸⁾。たしかに、会社の便宜のためという趣旨に鑑みればそのように解すべきともいえる²⁹⁾。しかし、そもそも保存行為は各共有者が単独で行うことができることに鑑みても、会社の便宜と抵触しない範囲においては、認められる権利が存するであろう。いわゆる監督是正権に位置付けられる権利のうち、単独株主権であり、特に緊急性を要するような権利に関しては認めることができるし、また、認めていくべきであろう。たとえば、各種の差止請求権や、提訴期間制限のある提訴権である。このような権利を認めることで、権利行使者が必要な共有者の同意を得ていない場合にも、対処していくことが可能となろう。

(3) 権利行使者の通知なき場合の権利行使の許容

平成17年改正前商法203条2項に関しては、会社の便宜のための規定であると理解されてきており³⁰⁾、会社法106条についても同様の理解がなされている³¹⁾。このため、共有株式の権利はこの権利を行使すべき者とされた株主³²⁾のみが行使でき³³⁾、他の者は権利を行使することができない³⁴⁾。そして、共有者が権利を行使すべき者を定めない限り、共有者はその株式に関する権利を行使することができないが、同条項の趣旨を会社の便宜のためと解する以上は、会社の側から権利行使を認めることは差支えないということになる。会社法106条は、「株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りではない」とするただし書を加え、この点を明定化した。平成17年改正前商法203条2項は、会社法106条ただし書のような規定を設けていないが、趣旨からすれば当然であり、以下に指摘する判例もそれを前提にする。ただし、どのような場合であれば会社の側から権利行使を認めることができるかについてが問題となり、この点は会社法の規定の下でも同様である。この点、平成17年改正前商法203条2項の下で、最判平成11年12月14日³⁵⁾は、「権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠くときには、共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社の側から議決権の行使を認めることは許されない」と判示し、「共有者全員が議決権を共同して行使する場合」に限り、会社側からの議決権行使が認められるとの立場を示していた³⁶⁾³⁷⁾。しかし、会社法が制定され、同法106条ただし書の規定により、権利行使者の指定がない場合であっても、会社が共有者の一人に対し議決権行使を認めた場合には、その権利行使及びそれに基づく株主総会決議の有効性を認める以下のような立場³⁸⁾が示されていった。すなわち、権利行使者の通知がない場合であっても、会社が自らのリスクにおいて共有者の1人に権利行使を認めることができるとする。ただし、会社としては権利行使させるに当たっては、あらかじめその協議内容等を確認すべきとする。もっとも、その確認を怠って、協議内容と異なる議決権行使を許したとしても、決議の効力には

影響を与えないものとする。たしかに、条文の文言に忠実かつ一般的な理解によるものである。しかし、東京高判平成24年11月28日³⁹⁾の指摘するように、会社の恣意的取り扱いを認めることとなり、他の準共有者の保護が図られないという問題点が存する。すなわち、「会社側の同意さえあれば、準共有状態にある株式について、準共有者中の一名による議決権の行使が有効になると解することは、準共有者間において議決権の行使について意見が一致していない場合において、会社が、決議事項に関して自らにとって好都合の意見を有する準共有者に議決権の行使を認めることを可能とする結果となり、会社側に事実上権利者の指定の権限を認めるに等しく」なる。また、「同条ただし書についても、その前提として、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合のみ、権利行使者の指定及び通知の手続きを欠いても、会社の同意を要件として、権利行使を認めたものと解することが相当である」と判断した。この判断は、前述の最判平成11年12月14日の立場を明確に否定する一方で、「準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合のみ」、会社の同意を要件として権利行使が認められるとしている。この「準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合」が、権利行使者の指定についての意思統一なのか、権利行使内容についてまでの意思統一なのかについての疑義が存するが⁴⁰⁾、後者として理解するのが自然であり、その意味では、最判平成11年12月14日と同様の立場を基本とするものといえよう。

このようななか、会社法106条ただし書について、最高裁が初めてその判断を示したのが最判平成27年2月19日である⁴¹⁾。最判平成11年12月14日に立脚した原審⁴²⁾に対し、最高裁は以下のように判示した。すなわち、会社法106条本文について、「共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する『特別の定め』(同法264条ただし書)を設けたものと解される」としたうえで、会社法106条ただし書については、「その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する

株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される」とした。「そうすると、共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は適法となるものではないと解するのが相当である。そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である」と判示した⁴³⁾。本判決においては、会社の同意により民法に対する特別の定めである会社法106条本文の適用が排除されるとし、権利行使のためには「民法の共有に関する規定に従ったもの」でなければならないとする。

権利行使者の指定がない場合の会社からの権利行使許容のためには、①共有者全員が議決権を共同して行使すること又は、共有者間において意思統一が図られていることを必要とする、②民法の共有に関する規定に従う必要があり、原則として管理行為のための各共有者の持分価格に従う過半数で決せられことを必要とする、③（共有者間での協議を前提とするが）特に特別の要件を必要とせず会社の判断を尊重するもの等の立場が存する。また、④共有者は、本来共有持分に応じた個数の議決権を有し、会社の便宜のためのその行使が制限されているにすぎないということを前提に、会社の許容により、各共有者の持分に応じた議決権行使が認められるとする立場も存する⁴⁴⁾。まず、共有者相互の関係と、会社と共有株主との関係を分けていく必要がある。会社による権利行使の許容のあり方、そして106条ただし書の解釈は後者の関係の問題であり、②のように、共有者相互の関係を規律する民法の共有に関する規定を当然に反映させることは問題である。しかも、多数決によって、権利行使者が持分を超えた権利行使を行いうることも問題である⁴⁵⁾。共有者

からの権利行使者の通知がないにもかかわらず、会社の側から例外的に権利行使を認めるためには、共有者間に争いがないことが明確な場合に限るという点で、①の立場は論理的に明快である。また、④の立場は、共有者間の利益状況を忠実に反映するとともに、106条の趣旨に対応する本文・ただし書の一貫した理解がなされている。ただし、この立場は、権利行使者の指定がある場合も含め、不統一行使がなされることを前提としており、その点に問題が残る⁴⁶⁾。しかし、共有株式に対する支配権を有する共有者の持分をできるだけ忠実に反映できる、この立場による解決が志向されるべきであろう。

4. むすびに変えて

上述のように、株式の共有における帰属及びその権利行使が問題となる場合のほとんどは、中小企業である同族会社における支配者が死亡した場合であり、本稿で取り上げた事例はいずれもそれに該当する。その意味では、そのような会社の実情を最大限尊重し、反映させる解決方法が目指されるべきともいえる。しかし、会社法は、従来の有限会社（法）をも取り込み、株式会社として統一しているなかにあって、そのような方向性は困難であり、公開大会社等をも含めた統一的な解釈を目指さなければならない⁴⁷⁾。しかし、他方において、中小企業である同族会社における企業承継にふさわしい解決の方向性も必要となる⁴⁸⁾。本稿においては、これまでの判例・学説をふまえた問題点を概観し、一定の方向性を指摘にとどまってしまうている。企業実態をふまえて詳細な分析は今後の課題とする。

相続株式の帰属と権利行使に関する若干の考察

[注]

- 1) 合名会社等持分会社の社員が死亡した場合について、平成17年改正前商法は、合資会社の有限責任社員の死亡の場合には相続人が社員となるとしてその相続を認める一方（同法161条1項）、合名会社社員及び合資会社の無限責任社員が死亡した場合には、法定退社事由とされ（同法85条3号）、その相続を認めていなかった。会社法は、持分会社の社員の死亡を法定退社事由とする一方で（会社法607条1項3号）、定款に別段の定めを置くことにより、社員の持分の相続を認めることを明定している（同法608条）。定款の定めにより相続を認めることができることは、古くから判例の認めるところであり（大判大正6年4月30日民録23輯765頁、大判昭和2年5月4日新聞2697号6頁等）、会社法はこの点を明定化した（平成17年改正前商法に関し、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（1）』312-314頁（古瀬村邦雄執筆））。他方、有限責任社員の持分についても無限責任社員と区別することなく、同様の規律に服せしめている。持分会社の人的会社性を反映している点、会社自治に基本的に委ねるという点が明確に表れている（なお、業務執行権・代表権等の帰属に関しても同様の規律となっている（平成17年改正前商法156条、会社法590条599条対照））。
- 2) 有限会社につき、旧有限会社法は、社員数を制限する8条2項において、相続による社員数の変更の場合を除外しており、持分の相続が生じることを前提としていた。
- 3) 後述のように、株式の本質をいかに理解するかによって（社員権論争）、相続人への相続株式の権利の帰属についての説明方法は異なることになるが、株式の相続自体は否定されることはない。
- 4) 相続人に対する売渡請求についての174条から177条、相続人からの自己株式取得に際しての売主追加請求権に関する特則についての162条等。
- 5) 株式の相続と事業承継をめぐる問題に関しては、大野正道教授の一連の研究がある（たとえば、『企業承継法の理論Ⅰ』『同Ⅱ』）。また、その問題を整理する近時の論稿として、松井秀征「株式の相続」ジュリスト1491号42頁以下。
- 6) 社債に関しても、会社法686条が同法106条と同様の内容を規定している。以下に指摘するように、相続財産に含まれる株式の帰属に関し、株式が純然たる債権と異なるという法的性質から準共有関係となると解するのが一般的であるが、社債は純然たる金銭債権であり、株式とまったく同様の処理をしてよいかは問題であろう。なお、江頭憲治郎編『会社法コンメンタール16』79-80頁（今井克典執筆）参照。
- 7) 上述のように、相続の対象となった株式の帰属及びその権利行使が深刻な問題となるのは、主に同族会社等においてである。そのため、本稿で取り上げる問題だけではなく、企業承継をめぐる問題という視点の中で考察すべき問題である。その点からの考察は今後の課題として、本稿においては最判を契機とした問題の

整理・分析にとどめることとする。

- 8) 学説・判例・立法の状況の分析として、谷口知平・九貴忠彦編『新版注釈民法(27)』4-6頁(右近健男執筆)、最近の論稿として松原正明「遺産分割における可分債権の扱い」ジュリスト1491号16-21頁。
- 9) 民集8巻4号819頁以下。
- 10) 民集9巻6号793頁以下。
- 11) 共同相続人は相続財産を包括的に承継し、特別財産としての相続財産全体の上に共同相続人による共同所有としての合有が成立する。共同相続人は個々の財産等に対し直接持分を有するのではなく、分割前、各共同相続人は共同してのみ個々の財産を処分し債権を行使することができるに過ぎない(我妻栄=有泉亨『民法Ⅲ親族法・相続法』269頁以下、中川善之助=泉久雄『相続法(法律学全集(24))』199頁以下、松坂佐一『民法提要 親族法・相続法〔第3版〕』226頁以下他)。もっとも、合有説は、論者により説明が異なり、遺産全体に対する合有として説明するものや、個別財産を基本として合有として説明するものがある。
- 12) たとえば、鈴木祿弥『相続法講義』181-183頁、我妻栄=唄孝一『相続法〈判例コンメンタール〉』86頁。
- 13) 最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁、最判昭和52年11月8日金商判538号7頁、上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(3)』49頁(米津昭子執筆)、谷口知平他編『新版注釈民法(27)』106頁(本間輝雄執筆)。さらに、最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁。
- 14) 最判昭和45年7月15日民集24巻7号804頁(有限会社の持分についての事例)。なお、松田二郎判事は反対意見として以下のように判示する(なお、松田二郎『株式会社法研究』3頁以下参照)。「…有限会社は営利法人であるけれども、会社自体が独立の団体として社員とは異なる別個の社会的存在であるからには、社員がその有する共益権を自己の利益のために行使しうるにしても、その行使は有限会社なる団体自体の利益ならびに社会的存在としての当該会社に対する社会の利益によって制約を蒙ることを看過してはならないのである」としたうえで、株式に関し、「株式のうちには共益権は含まれることなく、株式とは株主の有する権利のうち、自益権のみに関することになり、「株式会社において株主の有する共益権も譲渡性を欠き、株式譲渡というとき、その対象となるのは自益権のみとなるのである。」これに対し、「共益権は一身専属的な権利であり」譲渡性も相続性も認められず、自益権の取得により原始取得されるものとする。株式の法的性質に関する社員権説に対する社員権否認論の対立の反映である。社員権否認論として田中耕太郎「我が国に於ける社員権理論」『商法学特殊研究上』81頁以下、さらに株式債権論として松田二郎『株式会社の基礎理論』178頁以下、株式会社財団論として八木弘『株式会社財団論』1頁以下の主張がある(本論争に関しては、上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(3)』8頁以下(前田庸

相続株式の帰属と権利行使に関する若干の考察

執筆) 参照)。

- 15) 大野正道『企業承継法の理論 I』7頁。さらに、大野教授は、相続された株式が上場株式のように単に金銭的価値を体现するに過ぎない場合には、金銭又は金銭債権と同様に考えることも可能であろうが、同族会社の株式のように、会社の経営を支配できる「経営支配株式」が共同相続人に相続される場合については、特有の考察が必要である点を強調する(同7-8頁)。
- 16) 出口正義「株式の共同相続と商法203条2項の適用」筑波法政72-74頁。
- 17) 永井和之教授は、「相続財産が株式以外のものも含み、どの遺産がどの相続人に帰属するかという遺産分割協議がととのわない場合には、遺産の株式すべてについて準共有関係が生じる」としたうえで、「相続財産が株式のみの場合には、先ず相続人の相続分で割り切れる株式数は単独保有となると解する」とされる(『商法203条2項の意義』戸田修三先生古希記念図書刊行委員会『現代企業法学の課題と展開』208-210頁)。また、上村達男教授は、1株の単位が相当大きな時代を前提とした、共有株式が分かちがたい1個の財産である場合の制度を、現在の株式単位の大きさの状況の下にあてはめることの問題を指摘され、分割的に保有するとの立場の方向性を「立法論的にも解釈論的にも評価していくことが必要」とされる。さらに、田中亘教授は、「各相続人はその持分に応じて会社経営のリスクを負担する以上、リスクに見合ったコントロール権を認めることが本来望ましい」とし、「当然分割説によれば、各相続人は持分に応じた数の株式を保有するから、そのような帰結を当然に導くことができる」とする(伊藤靖史他『事例で考える会社法第2版』(田中亘執筆)120頁。ただし、結論としては共有説を支持する)。
- 18) 後掲最判平成27年2月19日参照。
- 19) 株式の共有は、本稿で取り上げる複数の相続人が共同相続財産である株式を相続する場合のほか、株式を共同して引き受ける場合、組合員が組合財産としての株式を保有する場合がある。株式を共同して引き受ける場合に関しては、平成17年改正前商法の下では、設立時における発起人の引受担保責任(同法192条1項)、新株発行時における取締役の引受担保責任(同法280条の13第1項)が規定されており、これにより共同引受が擬制され、共有関係が生じていたが、会社法の下では引受担保責任が廃止され、そのような原因に基づく共有は生じないこととなった。また、民法上の組合等が保有する株式は信託されることが多いようである(江頭憲治郎=中村直人『論点体系会社法1』264頁(江頭執筆))。
- 20) さらに、平成17年改正前商法203条2項では、権利行使者を定めることのみを規定し、会社への通知を明示していない。しかし、通知がない限り、誰が権利行使者かを会社は判断できない以上、当然、会社への通知まで必要であるとされた(最判平成9年1月28日判時1599号139頁、永井・前掲注(17)213頁参照)。
- 21) 保存行為、管理行為、変更・処分に関しては、川島武宜=川井健『新版注釈民法

(7)』452-457頁(川井健執筆)参照。

- 22) 最判平成9年1月28日判時1599号139頁。さらに、この立場を前提としつつ、権利行使者の決定過程が権利濫用にあたるものとして大阪高判平成20年11月28日判時2037号137頁がある。そこでは、「株式の権利行使者を指定するに当たっては、準共有持分に従い、その過半数をもってこれを決めることができるとされている。」「もっとも、一方で、こうした共同相続人による株式の準共有状態は、共同相続人間において遺産分割協議や家庭裁判所での調停が成立するまでの、あるいはこれが成立しない場合でも早晩なされる遺産分割審判が確定するまでの、一時的ないし暫定的状態にすぎないのであるから、その間における権利行使者の指定及びこれに基づく議決権の行使には、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた制度の趣旨を濫用あるいは悪用するものであってはならないというべきである。」「そうであれば、共同相続人間の権利行使者の指定は、最終的には準共有持分に従ってその過半数で決するにしても、上記のとおり準共有が暫定的状態であることにかんがみ、またその間における議決権行使の性質上、共同相続間で事前に議案内容の重要度に応じしかるべき協議をすることが必要であって、この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手続きの過程でその権利を濫用した場合には、当該権利行使の指定ないし議決権の行使は権利の濫用として許されないものと解するのが相当である。」このような前提の下、共同相続人の一部が、わずか400株の差で過半数を占めることを奇貨として、Y会社の経営を混乱に陥れることを意図し、「権利行使者の指定について共同相続人間で真摯に協議する意思を持つことなく、単に形式的に協議をしているかのような体裁を整えただけで、実質的には全く協議をしていないまま、いわば問答無用に権利行使者指定したと認めるのが相当であり、本件権利行使者の指定は、「法の定める手続を無視すると同様な行為と評価せざるを得ず、もはや権利の濫用であって、許されない」とした。
- 23) 有限会社法22条・商法203条2項。
- 24) 大野正道『企業承継法の理論 I』10頁、104-105頁、江頭・『株式会社法第6版』123頁。
- 25) 民集32巻3号601頁。有限会社における共有持分に関する権利行使者が共有者により選定され、会社に通知された場合、「社員総会における共有者の議決権の正当な権利者は、右被選定者となる」という点を前提とする。
- 26) 永井・前掲注(17) 218-219頁。
- 27) さらに、議決権の不統一行使を認めることにより処理すべきとする立場も有力である(田中啓一「批判」ジュリスト554号109頁)。すなわち、共有者間に意見の対立がある場合、相続分に応じて賛否をそれぞれ計算し、不統一行使によりそれをそのまま反映させることとする。なお、田中亘・前掲注(17)は、リスクに見合ったコントロール権を認めるべきとして、この立場を支持する(126頁)。

相続株式の帰属と権利行使に関する若干の考察

- 28) なお、権利行使者の選定がなされていない場合にも、共有者は一切の権利を行使できないのかという形で問題とされる。
- 29) 大隅健一郎＝今井宏『会社法論上巻〔第3版〕』334頁、上柳他編・前掲注(13) 51頁。
- 30) 田中誠二＝吉永栄助＝山村忠平『4全訂コンメンタル会社法』164頁、上柳他編・前掲注(13) 51頁。
- 31) 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著『論点解説・会社法』492頁。
- 32) 共有株式の権利行使者は、共有者の中から定めなければならない(上柳他編・前掲注(13) 51頁)。
- 33) 権利行使にあたって、株主名簿の名義書換が必要であることは当然であり、相続による共有の場合についても同様と解されていた。平成17年改正前商法206条1項は会社への対抗要件である株主名簿の名義書換を要する場合を「株式ノ移転」として、特に「譲渡」の場合に限定していない。このため、相続、合併、競売による買受け等いかなる取得による場合も、「移転」として名義書換が必要となる(上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(3)』157頁(松岡誠之助執筆))。これに対し、会社法130条は「株式の譲渡」と規定し、「移転」とは区別しているため、この点をいかに解すべきか問題となる。従来の「移転」と同様の理解をすべきとする立場(江頭・前掲注(24) 205頁、龍田節『会社法大要』242頁、山下友信編『会社法コンメンタル3』323-324頁(伊藤靖史執筆))に対し、「移転」とは区別された「譲渡」という文言から、譲渡に限定する立場は、たとえば相続による株式の移転は、株主名簿の名義書換をしなくても会社に対抗できるとする(相澤他・前掲注(31) 139頁)。
- 34) 会社の便宜と抵触しない範囲での、監督は正権の行使の可能性については、前述のとおりである。
- 35) 民集195号715頁、判時1699号156頁、判タ1024号163頁。そこでは、Y会社はAが設立し、Aは発行済株式40,000株のうち32,000株(以下、「本件株式」という。)を保有する株主であったが、Aが死亡した後、長男であるXと同社代表者である二男Bの間で、本件株式の帰属をめぐる争い、さらには同社の経営権をめぐる紛争が生じた。その後、取締役選任を議題に開催された同社の臨時株主総会には、Aの全相続人と全株主ないしその代理人が出席した。議長となったBは、本件株式について、法定相続分に従って各相続人の議決権行使を認めるべき旨を述べたが、Xはこれに反対したが、Bによる採決が行われ、Xを除くAの相続人が議案に賛成し、取締役選任決議がなされ、さらに選任された取締役による取締役会決議によりBが代表取締役に選任された。平成17年改正前商法203条2項所定の手続きを経ることなく準共有に属する本件株式の議決権の行使を認めた本件決議には、決議方法に法令違反があるとして、Xはその取消しを求めた。これに対し、本文中の指摘を前提に、「本件株主総会には、右共同相続人全員が出席し

- たが、被上告人（X—伊藤注）が本件株式につき議決権の行使に反対しており、議決権の行使について共同相続人間で意思の一致がなかった」ため、「共同相続人全員が共同して議決権を行使したものとはいえない」として、本件株式について適法な議決権の行使がなく、本件株主総会決議は取り消されるべきであるとした。
- 36) 同様の立場として、大隅＝今井・前掲注(29) 334頁、上柳他編・前掲注(13) 51頁。また、大野教授は、この判決の最大の意義として、「共有者全員が共同して議決権を行使するときは、会社の側から議決権の行使を認容できることを明らかにした点」であるとし、会社法106条ただし書きは、この趣旨を実定法化したものと指摘される（大野正道「非公開会社と準組合法理」『企業法の理論上巻（江頭憲治郎先生還暦記念）』63-64頁）。
- 37) この「共有者全員が議決権を共同して行使する場合」については、それを字義通り捉えるべきか、それとも全員の同意のもと一人の共有者に委任可能か等の問題が存する（鳥山恭一「批判」私法判例リマックス52号100-101頁参照）。
- 38) 相澤他・前掲注(31) 492-493頁、酒巻俊雄＝龍田節『逐条解説会社法第2巻』42頁（森淳二郎執筆）、江頭＝中村・前掲注(19) 268頁（江頭執筆）。なお、後掲の最判平成27年2月19日の第1審である横浜地判平成24年6月22日金商判1464号37頁も、同様である。
- 39) 判タ1389号156頁。Y会社は発行済株式数3,000株の株式会社であり、Aが1,000株を保有し、残りの2,000株（以下、「本件準共有株式」という。）がXとBの準共有に属する（準共有持分は各2分の1）。BはXに無断で、Cに対し、本件株主総会における議決権行使を委任する旨の委任状を交付した。Y会社は、会社法106条所定の権利行使者の指定及び通知はなかったが、Cの権利行使を認め、Cは株主総会に出席し、本件準共有株式について議決権を行使し、すべての議案に賛成した。これに対し、Xは、権利行使者を定めるための協議も行われていないのにCの権利行使を認めたことは、決議方法等につき法令違反があると主張して、Y会社に対し、会社法831条1項1号に基づき、本件各決議の取消しの訴えを提起したものであった。
- 40) 柴田和史「批判」私法判例リマックス49号84頁。
- 41) 民集69巻1号25頁、判時2257号106頁、判タ1414号147頁。事案は以下のとおりである。特例有限会社Y会社の発行済株式の総数3,000株のうち2,000株を有するAが死亡し、その株式をXとBが法定相続分である各2分の1の割合で共同相続したが、その遺産分割は未了であり、上記2,000株はXとBの共有に属する（以下、「本件準共有株式」という。）。その後開催された臨時株主総会（以下、「本件総会」という。）において、Bは本件準共有株式の全部について、その余の1,000株を保有するCとともに、議決権の行使（以下、「本件議決権行使」という。）をした。他方、Xは、本件総会に先立ちその招集通知を受けたが、Y会社に対し、本件総会には都合により出席できない旨及び本件総会を開催しても無効

相続株式の帰属と権利行使に関する若干の考察

である旨を通知し、本件総会には出席しなかった。開催された本件総会において、B及びCの各議決権行使により、Dを取締役及び代表取締役を選任する決議並びに本店所在地を変更する旨の定款変更決議等がなされた（以下、「本件各決議」という。）。本件準共有株式について、会社法106条本文の規定に基づく権利を行使する者の指定及びY会社に対するその者の氏名又は名称の通知はなされていなかったが、Y会社は、本件総会において、本件議決権行使に同意した。このようななか、Xは、会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま本件議決権行使がなされたことにより、本件各決議には決議方法等につき法令違反があると主張して、Y会社に対し、会社法831条1項1号に基づき、本件各決議の取消しの訴えを提起した。これに対し、第1審は、「Y会社は、本件準共有株式について、Bが議決権を行使することに同意しているものと認められる。したがって、会社法106条ただし書により、Bは、本件準共有株式について議決権を行使することができる」と解される。そして、Bによる議決権行使の内容がXの意向と異なるとしても、議決権の行使自体に瑕疵はないから、決議取消事由には該当しないとした点は、上記のとおりである（前掲注(38) 参照）。

- 42) 東京高裁平成24年11月28日判タ1389頁、金商判1464号36頁。「会社法106条ただし書を、会社の同意さえあれば、準共有状態にある株式について、準共有者中の一名による議決権の行使が有効になると解することは、準共有者間において議決権の行使について意見が一致していない場合において、会社が、決議事項に関して自らにとって好都合の意見を有する準共有者に議決権の行使を認めることを可能とする結果となり、会社側に事実上権利行使者の指定の権限を認めることに等しく、相当とはいえない。そして、準共有状態にある株式の議決権の行使について権利行使者の指定及び会社への通知を要件として定めた会社法106条本文が、当該要件からみれば準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られた上で権利行使が行われることを想定していると解し得ることからすれば、同法ただし書についても、その前提として、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の指定及び通知の手続きを欠いても、会社の同意を要件として、権利行使を認めたものとかするものが相当である」とし、準共有者間において、準共有株式の議決権行使について何ら協議が行われておらず、意思統一も図られていないことからすれば、Y会社の同意があっても、Bによる議決権行使は認められず、本件議決権行使は不適法であり、本件各決議は決議の方法に法令違反という取消事由があるとし、第1審の判断を取消し、Xの請求を認容した。
- 43) そのうえで、本件各決議は、「これらが可決されることにより直ちに本件準共有株式処分され、又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められない」として、「本件議決権行使は、本件準共有株式の管理に関する行為」であり、Bは

本件準共有株式について2分の1の持分を有するにすぎず、残余の2分の1を有するXが本件議決権行使に同意していないため、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられたものではなく、Y会社が同意しても、本件議決権行使は適法となるものでないとして、原審の判断を是認し、Xの上告を棄却した。

- 44) 田中啓一・前掲注(27) 109頁、田中亘・前掲注(17) 133頁。
- 45) この点は、前述のように、権利行使者の定め方における根本的な問題であるが、例外的な場合においては、より深刻な問題として受け止めるべきであろう。
- 46) 共有株式に関して、不統一行使を認めることについての問題点に関し、岩原紳作『会社法コメンタール7』237-238頁（松尾健一執筆）、田中亘・前掲注(17) 123-126頁参照。
- 47) 会社法も、大会社か否か、公開会社か否かで、規制内容を異にする箇所も多いが、株式の共有に関しては、そのような対応はしていない。
- 48) 米田保晴「相続と中小企業の事業承継」ジュリスト1491号48頁以下参照。